

国際会議等の「主催」、「共催」、「後援」・「協賛」に関する内規

平成 11.04.01 制定
平成 18.03.24 改正
平成 22.03.29 改正
平成 23.04.01 改正
平成 24.08.28 改正

(目的)

第1条 この内規は、本学会が定款第3条の目的のために国際会議等を主催、共催、後援・協賛する場合の規則を定める。

(定義)

第2条 この内規で定める主催、共催、後援・協賛の用語の定義は、次の各号による。

- (1) 主催とは、本学会が単独で国際会議等を実施することをいう。
- (2) 共催とは、本学会が1つ以上の他の学協会と共同で国際会議等を実施することをいい、本学会が主たる主催者(第1位)になる場合と、そうでない場合がある。
- (3) 後援・協賛とは、本学会が他の学協会の主催する国際会議等を援助することをいい、財政的援助を行わない。

(主催)

第3条 国際会議等を主催する場合には、会議の全てについて責任をもって運営する。

2. 運営は、独立採算を原則とする。本学会は、主催する会議の運営に関し、理事会の決議により、財政的援助を行うことができる。ただし、有料参加者1人当たり2万円を上限とする。
3. 出版物等には、必ず本学会の名称(又は/及びロゴマーク)を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述する。

(共催)

第4条 国際会議等を共催する場合には、本学会の責任範囲を明確にし、その範囲の中で運営する。

2. 本学会が主たる主催者(第1位)になって共催する国際会議等の運営に関し、理事会の決議により、財政的援助を行うことができる。ただし、有料参加者1人当たり1万円を上限とする。
3. 出版物等には、必ず本学会の名称(又は/及びロゴマーク)を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述する。

(後援・協賛)

第 5 条 他の学協会が主催する国際会議等を後援あるいは協賛する場合には、本学会は会議の運営に直接関与しない。ただし、主催者からの要請があれば、会誌等により当該会議の主催者、開催主旨、場所、日時等を会員に周知させることができる。

2. 出版物等に必ず本学会の名称(又は/及びロゴマーク)を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述することを条件とする。
3. 後援あるいは協賛についての可否は、国際委員会の議を経て専務理事が判断し、理事会で報告する。

(申 請)

第 7 条 本学会が国際会議等を主催又は共催し、財政的援助を行う場合には、提案者は予め別途国際会議等開催に関する内規に従って、当該会議に関する計画書及び予算書を国際委員会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(改 廃)

第 8 条 この内規の改廃は、国際委員会で発議し、理事会が決定する。

(付 則)

1. この改正内規は、平成 22 年 3 月 29 日から実施する。
 - (1) “協賛”を“後援”と同じ扱いとし、いずれも資金援助なしとする。このため、第 2 条第 3 項と第 5 条の修正、さらに第 5 条にあった“後援団体に有料参加者 1 人当たり 5 千円以下の財政的援ができる”の文言削除。
 - (2) 第 7 条“学術委員会の審議”を削除。
 - (3) 第 7 条に、“提案者は予め別途国際会議等開催に関する内規に従って、当該会議に関する計画書及び予算書を国際委員会に提出し”、を追加。
2. この改正内規は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
 - (1) 日本コンクリート工学協会から日本コンクリート工学会への名称変更にともない、条文中の“本会”を“本学会”に変更。
3. この改正内規は、平成 24 年 8 月 28 日から実施する。
 - (1) 第 5 条第 3 項に“国際委員会の議を経て”を追加する。